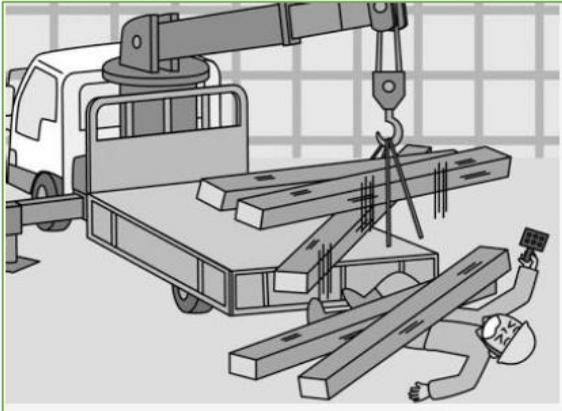


死亡者が発生した労働災害事故例 ①

集合住宅の建築現場で、トラッククレーンで吊り上げた木材が落下し、挟まれ死亡した



業種	一般貨物自動車運送業	
事業場規模	30～99人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	玉掛用具	
災害の種類(事故の型)	飛来、落下	
被害者数	死亡者数：1人 不慮者数：0人	休業者数：0人 行方不明者数：0人
発生要因(物)	物の積み方、置き方の欠陥	
発生要因(人)	場面行動	
発生要因(管理)	つり荷に触れ、下に入り又は近づく	

発生状況

木造3階建て新築集合住宅の建築現場で、トラッククレーンの運転者が木造建築部材を搬入していた。運転者が当日持ち込んだ木材（以下、荷①とする。）は、前日に搬入された全長320cm、約500kgの木材（以下、荷②とする。）の下に置く必要があった。荷②が邪魔になったためトラック後方に仮置きし、荷①を指定場所に降ろした。その後、荷②をトラッククレーンに玉掛けして吊り上げ、コントローラーを操作して荷①の上に移動しようとしたところ、荷崩れが発生した。

災害発生時の目撃者はおらず、大きな音に気づいた別の作業員が近づいた。被災者は、右肩を下にするように上半身が荷に挟まれ、多量に出血していた。病院に搬送されたが死亡した。

災害発生時トラッククレーンのフックには、両端が切れてアイ状になっている玉掛け用具（ベルトスリング）2本が掛かり、フックにぶら下がった状態だった。

原因

- ・ クレーンを用いた作業で、つり荷の下に人が入ったこと
- ・ 2本4点掛けで玉掛けを行っていたものと考えられ、荷が不安定な状態となったこと
- ・ 作業方法がクレーンの運転者任せで、作業方法の決定事項について不備・不足があったこと
- ・ クレーンを用いて荷の吊り上げ作業を行う際に、過荷重の状態でも荷を吊ったこと
- ・ 労働者に対する安全教育等が不十分であったこと

対策

- ・ つり荷の下に入らない措置を講じること
- ・ 荷がずれにくい玉掛け方法を用いること
- ・ 作業方法の決定を行うにあたり、つり荷の下に入らない配置等の決定をすること
- ・ 過荷重とならない作業方法とすること
- ・ 労働者に対する十分な安全教育を実施すること

〈職場のあんぜんサイト〉

死亡者が発生した労働災害事故例 ②

高速道路の耐震補強工事において、掘削溝内での作業中に法面が崩壊して、作業員2名が土砂に埋もれて死亡した



業種	橋梁建設工事業	
事業規模	5～15人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	地山、岩石	
災害の種類(事故の型)	崩壊、倒壊	
建設業のみ	工事の種類	
	災害の種類	
被害者数	死亡者数：2人 不休者数：0人	休業者数：0人 行方不明者数：0人
発生要因(物)	作業方法の欠陥	
発生要因(人)	職場的原因	
発生要因(管理)	安全措置の不履行	

発生状況

高速道路に架かる跨線橋の耐震補強工事として、橋台付け根部分をドラグ・ショベルで垂直に掘削（縦5.3m×横1.5m×深さ4.1m）した。次に、掘削溝内に土止め支保工を設けるため、クレーン機能付きドラグ・ショベルで軽量鋼矢板を吊って運んだ。3枚目の軽量鋼矢板から地面に垂直に打ち込めなくなり、作業員2名が軽量鋼矢板の介添えをするために掘削溝内に立ち入った。8枚目の軽量鋼矢板を打ち込んでいると、掘削溝の西側法面が突然崩落し、掘削溝内で作業中の2名が土砂の下敷きになった。発見時、2名はヘルメットのみが見える状態で、身体は完全に土砂に埋もれて見えなかった。被災者2名は、病院に搬送されたが死亡した。

原因

- ・ あらかじめ作成した作業計画書のとおり作業を行わず、地山が崩壊するおそれがある高さまで、90度の掘削勾配で一気に掘削したこと。土止め支保工の設置を始める前に、地山の点検を行わず、地山崩落防止措置も講じず、溝内に労働者を立ち入らせたこと
- ・ ドラグ・ショベルを用いて軽量鋼矢板の打ち込み作業を行うときに、ドラグ・ショベルのバケットを上昇・下降して矢板押さえを打撃したことにより、掘削面に振動を加えたこと
- ・ 本工事における土止めの施工方法を理解している者がおらず、作業手順書を作成しないまま作業を行ったこと
- ・ 土止め支保工に係る軽量鋼矢板の設置に際して、土止め支保工作業主任者が作業を直接指揮していなかったこと
- ・ 掘削箇所が砂質土であったにもかかわらず、安全ミーティング、始業前点検、危険予知活動において、土砂崩壊の危険性に着目していなかったこと
- ・ 安全衛生指示書において、適切な注意喚起および安全対策に関する指示を行っていなかったこと

対策

- ・ あらかじめ作成した作業計画書に基づき作業を行い、崩壊のおそれのある掘削溝内で作業を行う場合は、土止め支保工を設けた後に労働者を溝内に立ち入らせること
- ・ ドラグ・ショベルを用いて軽量鋼矢板の打ち込み作業を行う場合は、ドラグ・ショベルのバケットを寝かせた状態で軽量鋼矢板に押し当て、打ち込みを行うこと
- ・ 土止め支保工を施工する場合は、組立図およびカタログだけでなく、作業手順書を作成し、関係労働者に周知したうえで作業を行うこと
- ・ 土止め支保工を組み立てる場合は、土止め支保工作業主任者に作業を直接指揮させること

死亡者が発生した労働災害事故例 ③

工場敷地内でフォークリフトが後進中のトラクター・ショベルに激突されて、横転したフォークリフトの運転士が死亡した



業種	窯業土石製品製造業	
事業場規模	30~99人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	整地・運搬・積込み用機械	
災害の種類(事故の型)	激突され	
被害者数	死亡者数：1人 不慮者数：0人	休業者数：0人 行方不明者数：0人
発生要因(物)	作業方法の欠陥	
発生要因(人)	職場的原因	
発生要因(管理)	危険な状態を作る	

発生状況

断熱材製造工場で、フォークリフト運転者が廃棄物を積んで原料ヤードの廃棄場へ移動していた。そこに、トラクター・ショベル運転者が、徐冷スラグをバケットに積んで後退してきた。フォークリフト運転者がクラクションを鳴らしたが間に合わず、トラクター・ショベルのボディの後端がフォークリフトの左側面に激突し、フォークリフトが右側に横転した。フォークリフト運転者は、ヘッドガードと地面の間に後頭部および頸部を挟まれ、病院に搬送されたが死亡した。

フォークリフトの運転席には、2点式のシートベルトが設けられていたが、被災時には着用していなかった。トラクター・ショベルには警報装置が付いておらず、原料ヤードに立ち入る場合は、フォークリフト運転者からトラクター・ショベル運転者に無線連絡をすることになっていたが、実施していなかった。

原因

- ・ トラクター・ショベルを用いて作業を行うときに、運転中のトラクター・ショベルに労働者が接触するおそれがあるにも関わらず、危険が生じる可能性がある箇所に立入禁止措置を講じていなかったこと
- ・ フォークリフトの運転者からトラクター・ショベルの運転者に対する無線連絡が徹底されていなかったこと
- ・ 所定の場所に置ききれない廃棄物が作業場内にあふれ出ており、作業場内が狭くなっていたこと
- ・ フォークリフトの運転者が、シートベルトを使用していなかったこと

対策

- ・ トラクター・ショベルを用いて作業を行うときに、運転中のトラクター・ショベルに接触するおそれがある場合は、労働者に危険が生じる可能性がある箇所に立入禁止措置を講じること
- ・ フォークリフトの運転者からトラクター・ショベルの運転者に対する無線連絡を徹底すること
- ・ 廃棄物を適正に搬出するなどして、廃棄物の置き場を確保し、原料ヤード内にトラクター・ショベルを運転するために十分な場所を確保すること
- ・ フォークリフトの運転者に、シートベルトの使用を徹底させること

〈職場のあんぜんサイト〉

死亡者が発生した労働災害事故例 ④

高所で足場の解体作業中、手に持っていた足場部材が高圧引込線に触れ、感電して地上に落下した



業種	その他の建築工事業	
事業場規模	1~4人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	送配電線等	
災害の種類(事故の型)	感電	
建設業のみ	工事の種類	
	災害の種類	
被害者数	死亡者数：1人 不慮者数：0人	休業者数：0人 行方不明者数：0人
発生要因(物)	防護措置・安全装置の欠陥	
発生要因(人)	職場的原因	
発生要因(管理)	防護・安全装置を無効にする	

発生状況

看板撤去工事において、被災者は地上5.5mの足場で、足場の解体を行っていた。被災者が左手に持っていた足場部材（長さ約1.8m）の鋼管が、高圧引込線（交流6,600V、三相3線式）に接触した。「バン」という音とともに火花が散り、その瞬間、足場からアスファルト敷きの地面に頭から墜落した。墜落後、息はあったが意識はなく、救急車で病院に運ばれたが死亡した。

高圧引込線のうち、開閉器と繋がる一次側の電線に巻かれていたビニールテープが剥がれていたことから、足場部材が接触したものと推定される。左手足等に火傷痕があり、衣服の左腕や左脇には焦げたような跡があり、穴が開いていた。

被災者は帯電防止加工等の施されていない普通作業着、安全靴、ヘルメットを着用していた。安全帯は着用していたが、災害発生時には使用していなかった。その他、絶縁用保護具等も着用していなかった。

原因

- ・ 架空電線の充電電路に近接する場所で、工作物の解体作業等を行うにあたり、感電の危険を防止するための措置を講じていなかったこと
- ・ 看板撤去および足場の解体作業に係る作業手順書を作成しておらず、作業手順書に基づき、安全指導・教育を実施していなかったこと
- ・ 現場で使用する設備や作業方法から生じるリスクの洗い出し・見積もり・提言措置の内容を検討していなかったため、安全に作業を行うために必要な具体的な指示が行われていなかったこと
- ・ 高さが5m以上の構造を持つ足場の解体作業を行うにあたり、足場の組み立て等作業主任者が選任されておらず、保護具の使用状況の監視等が適切にされていなかったこと
- ・ 高さが2m以上の構造を持つ足場の解体作業を行うにあたり、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させていなかったこと
- ・ 元方事業者において、作業場所の巡視を行っていなかったことから、関係請負人の労働者が安全に作業を行うために必要な具体的な指示が行われていなかったこと

対策

- ・ 架空電線の充電電路に近接する場所で、工作物の解体作業等を行う場合は、充電電路に絶縁用防護具を装着する等、感電の危険を防止するための措置を講じること
- ・ 看板撤去および足場の解体作業に係る作業手順書を作成し、作業手順書に基づき、安全指導・教育を実施すること
- ・ 現場で使用する設備や作業方法から生じるリスクアセスメントを実施し、具体的なリスク低減措置を定め、対策を講じること
- ・ 高さが5m以上の構造を持つ足場の解体作業を行う場合は、足場の組み立て等作業主任者を選任すること
- ・ 高さが2m以上の構造を持つ足場の解体作業を行う場合は、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させること
- ・ 元方事業者は毎作業日に少なくとも1回は作業場所の巡視を行い、関係請負人の労働者が安全に作業を行うために必要な具体的な指示を行うこと

〈職場のあんぜんサイト〉